

# 公立大学法人島根県立大学奨学金交付要綱

平成19年6月1日

規程第57号

(目的)

**第1条** この要綱は、公立大学法人島根県立大学が設置する島根県立大学（大学院を含む。以下「大学」という。）に、修学を目的として在籍する学生（ただし、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生を除く。）に対して給付する奨学金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学金交付対象者)

**第2条** 奨学金交付対象者は、次の各号に該当し、大学の学長（以下「学長」という。）が、奨学金の対象者として推薦する者とする。

- (1) 島根県と友好交流協定等を締結している大韓民国慶尚北道並びに中華人民共和国寧夏回族自治区及び吉林省出身者で、大学が実施する交流県留学生候補者「能力試験」に合格し、大学に入学した外国人留学生
- (2) 前号に規定するもののほか、奨学金を交付することが特に必要と理事長が認めた外国人留学生及び日本人学生

(交付申請)

**第3条** この奨学金の交付を受けようとする者は、公立大学法人島根県立大学奨学金交付申請書（様式第1号の1、第1号の2）（以下「申請書」という。）を作成し、公立大学法人島根県立大学理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(奨学生の決定)

**第4条** 理事長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、学長から別途提出を受けた推薦者一覧表を参考の上、予算の範囲内で奨学金を交付する者（以下「奨学生」という。）を決定するものとする。

(交付決定の通知)

**第5条** 理事長は、奨学金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、審査結果通知書（様式第3号の1、第3号の2）により、申請者に通知するものとする。

(奨学金交付金額及び交付期間)

**第6条** 奨学金の交付金額は、1ヶ月を単位として、1人当たり月額70,000円以内で、

理事長が別に定めた額とする。

- 2 第2条第1項第1号に規定する奨学金交付対象者に対する奨学金の交付期間は、原則として島根県立大学学則第13条及び島根県立大学大学院学則第5条に規定する修学年限とする。ただし、修学期間中に、国費外国人留学生学習奨励費、独立行政法人日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費、財団法人ロータリー米山記念奨学会奨学金、財団法人平和中島財団奨学金等、他の奨学金の交付を受けた者は、当該奨学金の交付期間中は、この要綱で定める奨学金は交付しないものとする。
- 3 第2条第1項第2号に規定する奨学金交付対象者に対する奨学金の交付期間は、1年以内とする。
- 4 前項の交付期間のうち、月の初日から末日まで連続して浜田市内に滞在にしない月については、奨学金を交付しないものとする。ただし、理事長が特別に認めた場合はこの限りではない。

(奨学金の支払請求)

**第7条** 奨学生は、奨学金の支払を請求するに当たっては、奨学金支払請求書（様式第4号）を作成し、理事長に提出しなければならない。

(在籍確認)

**第8条** 奨学生は、在籍を明らかにするために、月ごとに在籍確認簿に署名または押印をおこなうものとする。

(奨学金の支給)

- 第9条** 奨学金の支給は、前条の在籍確認に基づき、原則、毎月、奨学生名義の国内の金融機関の口座への振込むことにより行う。なお、奨学金の支給に要する諸費用は、奨学生の負担とする。
- 2 理事長が必要と認めた場合、その他やむを得ない場合は現金支給による方法に代えることができる。

(奨学生の義務)

- 第10条** 奨学生は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当することとなった場合は、異動状況報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。
- (1) 申請書及び支払請求書の記載事項に変更が生じた場合
  - (2) 第6条第2項に該当する奨学金の給付が決定した場合
  - (3) 大学を休学、転学又は退学した場合
  - (4) 大学から除籍処分又は懲戒処分を受けた場合
- 2 奨学生は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、学長に所定の届を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 国外へ1週間以上の旅行をしようとするとき
- (2) アルバイトに従事したとき
- (3) アルバイトの勤務先を変更したとき

(交付決定の取消し)

**第11条** 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の交付を取り消すことができる。

- (1) 第8条に規定する在籍確認がなされないとき
- (2) 理事長に対して第10条第1項または前条に基づく報告があったとき
- (3) 奨学生が正当な理由なくして第10条第2項に規定する報告を怠ったとき、または虚偽の報告をおこなったとき
- (4) 申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき
- (5) 奨学生が学業成績又は素行等の状況により、その適性を欠くと理事長が判断した場合
- (6) 奨学生が病気その他の理由により修学を継続しがたいと理事長が判断した場合

(学長の報告義務)

**第12条** 学長は、奨学生が死亡若しくは行方不明となった場合、または、第10条第1項の各号に該当する事実が生じた場合において、奨学生から報告書の提出がない場合は、その事実を理事長に報告しなければならない。

2 学長は、奨学生の勉学、生活状況について、常に適切な状況把握を行うとともに、前条各号に該当する事実を確認した場合は、その事実を理事長に報告しなければならない。

(奨学金の返還)

**第13条** 奨学生が、助成金の交付後に第6条第2項の規程に該当し過誤払いが発生した場合及び前条第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当することとなった場合には、理事長は、奨学生に既に交付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

(奨学金交付台帳の作成)

**第14条** 理事長は、奨学金の交付状況を明らかにするため、公立大学法人島根県立大学奨学金交付台帳を作成するものとする。

(その他)

**第15条** この要綱に定めるもののほか、奨学金の交付に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日に施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、平成19年3月31日以前に入学した学生については、「財団法人北東アジア地域学術交流財団

留学生奨学助成金交付要綱」及び「財団法人北東アジア地域学術交流財団大学院外国人留学生奨学助成金交付要綱」に基づき、奨学金を交付することとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月29日に施行する。ただし、平成21年3月31日以前に入学した学生については、第2条第2号中「大学院北東アジア開発研究科」とあるのは「大学院開発研究科及び北東アジア研究科博士前期課程、博士後期課程」と、同条第3号中「北東アジア開発研究科」とあるのは「北東アジア研究科」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号の1（新入生用）

年 月 日

公立大学法人島根県立大学  
理事長 様

学籍番号  
氏 名 印

年度公立大学法人島根県立大学奨学金交付申請書

年度公立大学法人島根県立大学奨学金の交付を受けたく、下記のとおり申請いたします。

記

1 奨学助成金支給希望期間

年 月 ～ 年 月

2 添付書類

- (1) 入学願書（写し）
- (2) 履歴書（エントリーシート）
- (3) 最終学校の学業成績証明書
- (4) 最終学校の卒業証明書
- (5) 日本語研修修了書又は日本語能力検定合格証書（該当者のみ）
- (6) 誓約書

様式第1号の2（2年生以上用）

年 月 日

公立大学法人島根県立大学  
理事長 様

学籍番号  
氏 名 印

年度公立大学法人島根県立大学奨学金交付申請書

年度公立大学法人島根県立大学奨学金の交付を受けたく、下記のとおり申請いたします。

記

1 奨学助成金支給希望期間

年 月 ～ 年 月

2 添付書類

(1) 前年度の学業成績証明書

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人島根県立大学  
理事長

審 査 結 果 通 知 書

年 月 日付で申請のあった公立大学法人島根県立大学奨学金について、下記  
のとおり交付を決定しましたので、通知します。

記

1 助成内容

交付決定額		交付期間	
月額	円	年 月～	年 月

2 奨学助成金交付条件

- (1) 奨学生は次の各号に掲げるいずれかの要件に該当することとなった場合は、在籍する大学を通じて、その状況を理事長に報告しなければならない。
- ① 現住所等奨学助成金交付申請書及び支払請求書の記載事項に変更が生じた場合
  - ② 国費外国人留学生学習奨励費、財団法人日本国際教育協会私費外国人留学生学習奨励費、財団法人ロータリー米山記念奨学会奨学金、財団法人平和中島財団奨学金等、他の奨学金の受領が決定した場合
  - ③ 休学、転学又は退学した場合
  - ④ 在籍する大学から除籍処分又は懲戒処分を受けた場合
- (2) 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の交付を取り消すことがある。この場合において、返還すべき奨学金がある場合は、理事長が指定する期日までにこれを返還すること。

- ① 理事長に対して前項に基づく報告があったとき
- ② 奨学金交付申請書の記載事項に虚偽の記載が発見されたとき
- ③ 奨学生が学業成績又は素行等の状況によりその適性を欠くと理事長が判断した場合
- ④ 奨学生が病気その他の理由により修学を継続しがたいと理事長が判断した場合

(3) 助成対象事業の終了後、法人は、奨学助成金実績報告書の審査に基づき奨学助成金額の確定を行い、必要なときは、奨学助成金の支払額を減額する。この場合において、法人に返還すべき助成金がある場合は、理事長が指定する期日までにこれを返還すること。

(4) 助成対象事業完了の日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、助成金実績報告書を提出すること。

### 3 奨学金の支払い請求

奨学金支払請求書（様式第4号）を            年    月    日までに、在籍する大学を通じて理事長に提出すること。

なお、奨学助成金の支給は、四半期分を奨学生名義の国内金融機関の口座へ振込により行う。

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人島根県立大学  
理事長

審 査 結 果 通 知 書

年 月 日付で申請のあった公立大学法人島根県立大学奨学金について、審査の結果あなたには奨学助成金を交付しないこととなったので通知します。

年 月 日

公立大学法人島根県立大学  
理事長 様

請求者 印

奨 学 金 支 払 請 求 書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった公立大学法人島根県立  
大学奨学金について、下記口座への支払を請求します。

記

- 1 請求金額 月 額 \_\_\_\_\_円
- 2 交付期間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 ~ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月
- 3 支払先口座

銀行名	
支店名	
預金種類	
口座番号	
口座名義	